

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	○ 三重県教育委員会公印規則による公印の改刻	教育総務課	1頁
公 告	○ 公立幼稚園の廃止届の受理	学校経理・施設課	1頁
お知らせ	○ 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例	高校教育課	2頁
	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	教育財務課	2頁
	○ 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	福利・給与課	3頁

告 示

三重県教育委員会告示第15号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり改刻します。

令和元年10月25日

三重県教育委員会

- 1 公 印 名 三重県立木本高等学校長印
- 2 寸 法 方23ミリメートル
- 3 印 影



- 4 使用範囲 公文書用
- 5 使用開始日 令和元年11月1日

公 告

三重県教育委員会公告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

令和元年10月25日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
尾鷲市立三木幼稚園	令和2年3月31日	園児数が減少し、今後も増加の見込みがないため

お 知 ら せ

令和元年10月25日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第十三号

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例

語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例（昭和六十二年三重県条例第二十号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、語学指導又は国際交流活動を行う外国青年（以下「外国青年」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

（報酬）

第二条 外国青年の報酬は、月額で定める。

- 2 前項で定める報酬の額は、年額三百九十六万円の範囲内で、任命権者が知事と協議して定める。
- 3 前二項に規定するもののほか、外国青年には、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）に規定する通勤手当に相当する報酬を支給する。
- 4 外国青年が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則又は教育委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬の額を支給しない。
- 5 前項に規定するもののほか、外国青年の報酬の支給方法については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、第三項に規定する報酬の支給方法については、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の適用を受ける職員の例による。

（費用弁償）

第三条 外国青年が公務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額及び支給方法は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号）の適用を受ける職員の例による。

（実施に関し必要な事項）

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																						
<p>別表第一（第四条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一 知事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二 知事</td> <td>私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三 知事</td> <td>私立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四 教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五 教育委員会</td> <td>県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務であつて三重県教育委員会規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">六 教育委員会</td> <td>県立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて三重県教育委員会規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第二（第四条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 30%;">事務</th> <th style="width: 60%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">十二 知事</td> <td>番号法別表第二の百二十の項の第二欄に掲げる事務</td> <td>生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	一 知事	(略)	二 知事	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	三 知事	私立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	四 教育委員会	(略)	五 教育委員会	県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務であつて三重県教育委員会規則で定めるもの	六 教育委員会	県立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて三重県教育委員会規則で定めるもの	機関	事務	特定個人情報	(略)	(略)	(略)	十二 知事	番号法別表第二の百二十の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの	<p>別表第一（第四条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一 知事</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二 教育委員会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第二（第四条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 30%;">事務</th> <th style="width: 60%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">十二 知事</td> <td>番号法別表第二の百十九の項の第二欄に掲げる事務</td> <td>生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	一 知事	(略)	二 教育委員会	(略)	機関	事務	特定個人情報	(略)	(略)	(略)	十二 知事	番号法別表第二の百十九の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
機関	事務																																						
一 知事	(略)																																						
二 知事	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの																																						
三 知事	私立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの																																						
四 教育委員会	(略)																																						
五 教育委員会	県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務であつて三重県教育委員会規則で定めるもの																																						
六 教育委員会	県立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて三重県教育委員会規則で定めるもの																																						
機関	事務	特定個人情報																																					
(略)	(略)	(略)																																					
十二 知事	番号法別表第二の百二十の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの																																					
機関	事務																																						
一 知事	(略)																																						
二 教育委員会	(略)																																						
機関	事務	特定個人情報																																					
(略)	(略)	(略)																																					
十二 知事	番号法別表第二の百十九の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの																																					

附 則

この条例は、令和二年三月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

(教育委員会関係抜粋)

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第十八号

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(略)

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第三条 職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(旅費の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号若しくは第二十九条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</u></p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条第二号から第五号まで若しくは第二十九条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</u></p>

4 ～ 7 (略)

4 ～ 7 (略)

(略)

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第五条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第二十三条の三まで及び附則第十二項第五号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第二十三条の三においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第三十条第七項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第十二項第五号において同じ。)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地公法第二十八条第四項の規定により失職した職員</p> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第二十三条の三 県委員会又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第二十三条の三まで及び附則第十二項第五号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第二十三条の三においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、<u>若しくは地公法第十六条第一号に該当して地公法第二十八条第四項の規定により失職し、</u>又は死亡した職員(第三十条第七項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し、</u>又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し、</u>又は死亡した日現在。附則第十二項第五号において同じ。)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地公法第二十八条第四項の規定により<u>失職した職員(地公法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)</u></p> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第二十三条の三 県委員会又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 (略)

2 (略)

3 県委員会又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二・三 (略)

4 5 6 (略)

(勤勉手当)

第二十四条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び附則第十二項第六号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、教育長が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額

二 (略)

3 4 5 (略)

(休職者の給与)

第三十条 (略)

2 3 6 (略)

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第二十三条第一項に規定

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 (略)

2 (略)

3 県委員会又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二・三 (略)

4 5 6 (略)

(勤勉手当)

第二十四条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び附則第十二項第六号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、教育長が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地公法第十六条第一号に該当して地公法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額

二 (略)

3 4 5 (略)

(休職者の給与)

第三十条 (略)

2 3 6 (略)

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第二十三条第一項に規定

する基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地公法第十六条第一号に該当して地公法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第六条 公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十二年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差止める処分を行うものとする。</p> <p>一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和三十二年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>2・4 (略)</p> <p>5 県委員会は、第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた後、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差止める処分を行うものとする。</p> <p>一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和三十二年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>2・4 (略)</p> <p>5 県委員会は、第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた後、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の</p>

刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 (略)

6 〽 10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)

2 〽 6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)

2 〽 6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対

刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 (略)

6 〽 10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)

2 〽 6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)

2 〽 6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対

し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 〵 8 (略)

し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 〵 8 (略)

(公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第七条 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 〵 4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、<u>若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>2 〵 4 (略)</p>

(略)

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第四条及び第七条の規定は、令和二年四月一日から施行する。